

都市計画決定区分一覧表

都市計画の種類				東京都決定		区市町村決定		
				◎は大臣同意を要す		(知事協議)		
				区部・多摩部	島部	区部のみ 都決定	島部	
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針				◎	◎			
区域区分（市街化区域・市街化調整区域）				◎	◎			
都 発 市 方 再 針 開 等	都 市 再 開 発 の 方 針			○	○			
	住宅市街地の開発整備の方針			○	○			
	拠点業務市街地の開発整備の方針			○	○			
	防災街区整備の方針			○	○			
地 域 地 区	用 途 地 域					○	○	○
	特 別 用 途 地 区					○		○
	特 定 用 途 制 限 地 域					○		○
	特 例 容 積 率 適 用 地 区					○	○	○
	高 層 住 居 誘 導 地 区					○	○	○
	高度地区・高度利用地区					○		○
	特 定 街 区					○	○(1ha 超)	○
	都市再生特別地区			◎	◎			
	居 住 調 整 地 域					○	○	○
	特 定 用 途 誘 導 地 区					○	○	○
	防火地域・準防火地域					○		○
	特定防災街区整備地区					○		○
	景 観 地 区					○		○
	風 致 地 区			○(10ha 以上で2以上の区市町村の区域にわたるもの)		○		○
	駐 車 場 整 備 地 区					○		○
	臨 港 地 区			◎国際戦略港湾及び国際拠点港湾 ○重要港湾		○重要 港湾以外		○重要 港湾以外
	歴史的風土特別保存地区			◎	◎			
	第一種・第二種歴史的風土保存地区			◎	◎			
	緑地保全地域			○(2以上の区市町村の区域にわたるもの)		○		○
	特別緑地保全地区			○(10ha 以上で2以上の区市町村の区域にわたるもの)		○		○
	緑化地域					○		○
	(近郊緑地特別保全地区)			◎				
	流通業務地区			○	○			
	生産緑地地区					○		○
	伝統的建造物群保存地区					○		○
	航空機騒音障害防止地区			○	○			
	航空機騒音障害防止特別地区			○	○			
促 進 区 域	市 街 地 再 開 発 促 進 区 域					○		○
	土 地 区 画 整 理 促 進 区 域					○		○
	住 宅 街 区 整 備 促 進 区 域					○		○
	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域					○		○
遊休土地転換利用促進地区						○		○
被災市街地復興推進地域						○		○
都 市 施 設	道 路	高速自動車国道・一般国道		◎	◎			
		都 道 府 県 道		○	○			
		区市町村道・その他				○		○
		自動車 専用道路	首都高速道路	◎	◎			
			上記以外	○	○			
	都市高速鉄道			◎	◎			
	軌道(都市高速鉄道に該当するものを除く。)					○		○
	駐 車 場					○		○
	自 動 車 ターミナル	一般自動車ターミナル				○		○
		その他の自動車ターミナル				○		○
	空 港	空港法第4条第1項第2号空港		◎	◎			
		空港法第5条第1項地方管理空港		○	○			
上記以外の空港				○		○		

都市計画の種類			東京都決定		区市町村決定		
			◎は大臣同意を要す		(知事協議)		
			区部・多摩部	島部	区部のみ 都決定	島部	
都市施設	公園 緑地	10ha 以上で国が設置	◎	◎			
		10ha 以上で都道府県が設置	○	○			
		上記以外			○		○
	広場 墓園	10ha 以上で国又は都道府県が設置	○	○			
		上記以外			○		○
	その他の公共空地（運動場等）				○		○
	水道	水道用水供給事業用	○	○			
		上記以外			○	○	○
	電気・ガス供給施設				○	○	○
	下水道	流域下水道	○				
		公共下水道	○2以上の区市町村の区域にわたるもの		○	○	○
	汚物処理場・ごみ焼却場・ごみ処理場				○		○
	産業廃棄物処理施設		○	○			
	上記以外の供給施設・処理施設				○		○
	河川	1級河川	◎	◎			
		2級河川・運河	○	○			
		準用河川・水路			○		○
	大学・高等専門学校				○		○
	上記以外の学校				○		○
	図書館・研究施設・教育文化施設				○		○
	病院・保育所・医療施設・社会福祉施設				○		○
	市場・と畜場				○	○	○
	火葬場				○		○
	一団地の住宅施設				○		○
	一団地の官公庁施設		◎	◎			
	一団地の都市安全確保拠点施設				○		○
	流通業務団地		○	○			
	一団地の津波防災拠点市街地形成施設				○		○
	一団地の復興再生拠点市街地形成施設				○		○
	一団地の復興拠点市街地形成施設				○		○
	電気通信施設				○		○
	防風・防火・防水・防雪・防砂施設				○		○
	防潮施設				○		○
市街地開発事業	土地区画整理事業		○（面積が50ha 超で国又は都道府県等施行）		○		○
	新住宅市街地開発事業		○	○			
	工業団地造成事業		○	○			
	市街地再開発事業		○（面積が3ha 超で国又は都道府県等施行）		○		○
	新都市基盤整備事業		○	○			
	住宅街区整備事業		○（面積が20ha 超で国又は都道府県等施行）		○		○
	防災街区整備事業		○（面積が3ha 超で国又は都道府県等施行）		○		○
市街地開発事業 等 予定区域	新住宅市街地開発事業の予定区域		○	○			
	工業団地造成事業の予定区域		○	○			
	新都市基盤整備事業の予定区域		○	○			
	区域面積 20ha 以上の 一団地の住宅施設の予定区域				○		○
	一団地の官公庁施設の予定区域		◎	◎			
	流通業務団地の予定区域		○	○			
	地区計画等 (注)	地区計画 （再開発等促進区を定めるもの） （開発整備促進区を定めるもの）				○ ○ ○	○(3ha 超)
防災街区整備地区計画				○		○	
沿道地区計画 （沿道再開発等促進区を定めるもの）				○ ○	○(3ha 超)	○ ○	
歴史的風致維持向上地区計画				○		○	
集落地区計画				○		○	

(注) 地区計画等において、知事協議・同意は政令で定める事項に限る（都市計画法第19条第3項、同施行令第13条）。